資　料　３

# 県民運動の推進のためのキャッチフレーズの公募及びメディアタイアップ広報に係る企画運営事業

## 企画提案書作成要領

令和４年５月

岩手県保健福祉部
保健福祉企画室

この「企画提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「県民運動の推進のためのキャッチフレーズの公募及びメディアタイアップ広報に係る企画運営事業」（以下「本業務」という。）に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が企画提案書等を作成するために必要な事項を定めるものである。

参加者は、資料１「企画コンペ実施要領」を確認の上、本作成要領により、企画提案に必要な書類を提出するものとする。

## 1　企画提案書

参加者は、資料２「業務仕様書」を踏まえ、下記の必要書類を作成し、提出するものとする。

なお、企画提案書はＡ４サイズで作成すること。

**(1) 企画提案書等（様式任意）**

以下の項目を記載すること

①　資料２「業務仕様書」１の(４)についての具体的な実施方法、内容

②　作業スケジュール

**(2) 会社概要及び過去５年間の主な同種業務の受託実績**

企画コンペ参加資格確認申請時に提出したものの写し。

## 2　費用積算内訳書

(1) 本業務の実施に要する費用の内訳（項目、数量、単価、金額等）を明らかにした費用積算内訳書（任意様式）を提出すること。

(2) 費用積算内訳書については、積算した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に１円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額)をもって積算額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の 100 分の 110 に相当する金額を費用積算内訳書に記載すること。

(3) 費用積算内訳書は、企画提案書とは別冊で作成すること。なお、様式は任意とするが、岩手県知事 達増拓也あてに、参加者の商号又は名称及び代表者職氏名を記載し、社印及び代表者印を押印の上、提出すること。

## 3　企画提案書等の提出部数

| | |
|---|---|
| 企画提案書 | ５部（正本１部、副本４部） |
| 費用積算内訳書 | ５部（正本１部、副本４部） |

## 4　その他留意事項

(1) 提案は全て、企画提案書に記載すること。

(2) 参加者は、複数の提案を行うことはできないものとする。

(3) 企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。

(4) 提案書等の作成・提出に係る費用は、選定結果に関わらず参加者の負担とする。また、提出された提案書等は返却しない。